

多良間村難病患者等に係る航空運賃の一部助成金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、難病患者等に係る航空運賃の一部を助成することにより、多良間村以外での医療機関で通院治療を余儀なくされている難病患者等の渡航に伴う経済的負担を軽減することを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 この要綱における支給対象者は、多良間村に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国及び県において実施されている特定疾患治療研究事業の対象者で、沖縄県知事の発行する受給者証の交付を受けている者
- (2) 国及び県において実施されている小児慢性特定疾患治療研究事業の対象児童等で、沖縄県知事の発行する受給者証の交付を受けている者。
- (3) 悪性新生物疾患に罹患している者であり、かつ、多良間村以外の医療機関での通院治療が必要と主治医が認めた者
- (4) 第 1 号から第 3 号までに規定された者であり、かつ、1 人の通院が困難と判断される場合（低年齢（中学生まで）及び介護を必要とする場合に限る）に、付き添いで同行する 2 親等以内の親族のうち 1 名。

(助成金の額)

第 3 条 多良間村は、前条の規定に該当する者が、通院治療を目的として多良間村以外の医療機関で受診する場合に限り、往復 5 万を上限として航空運賃の一部を助成するものとする。

2 航空運賃の一部助成の回数は、各年度 5 回までとする。

(助成金の申請及び請求)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、多良間村難病患者等に係わる航空運賃助成申請書（様式第 1 号又は様式第 2 号。以下「申請書」という）及び助成金請求書（様式第 3 号）に、航空券の控え及び受診した医療機関の領収書等並びに特定疾患医療受給者証の写しを添えて、多良間村長に申請及び請求をしなければならない。

2 前項の規定による申請は、資格対象者が医療を受けた日から起算して6ヶ月以内に行わなければならない。ただし、村長が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(助成金の交付決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、当該申請を行った者に多良間村難病患者等に係る航空運賃の一部助成金交付決定通知書(様式第4号)を送付するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請書に記された金融機関の口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第6条 村長は、前条の規定により助成金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により助成金を受けたときは、その者から既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する